

利用者用ソフトウェア（eLTAX PCdesk）の使用許諾書

利用者用ソフトウェア（以下「PCdesk」といいます。）を使用して、地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」といいます。）を利用する際には、「地方税ポータルシステムの利用規約」に同意いただくとともに、下記の使用許諾書のすべての条項に同意いただくことが必要です。PCdesk のインストール前に下記の使用許諾書を必ずお読みください。PCdesk をインストールされた方は、下記の使用許諾書のすべての条項に同意したものとみなされます。

記

（目的）

第1条 本使用許諾書は、一般社団法人地方税電子化協議会（以下「本協議会」といいます。）とeLTAXの利用者との間のPCdeskに関する使用許諾等について、必要な事項を定めることを目的とします。

（定義）

第2条 本使用許諾書で使用する用語の意義は、「地方税ポータルシステムの利用規約」第2条（定義）の各号で定めるとおりとします。

（使用許諾）

第3条 本協議会は、PCdesk 使用者に対し、次の各号に掲げる事項に関し、PCdesk の非独占的かつ無償の使用を許諾します。

- 一 eLTAX ホームページ（<http://www.eltax.jp>）に掲載する環境条件に適合したコンピュータ（以下「対象機器」といいます。）にPCdesk をインストールして、対象機器上でPCdesk を使用すること。
- 二 自然人たるPCdesk 使用者の個人的使用又は法人たるPCdesk 使用者の法人組織内部での使用の目的でPCdesk を複製すること。

（著作権）

第4条 PCdesk の著作権は、本協議会及びPCdesk を製造した者（以下「製造者」といいます。）が保有しており、国際条約及び著作権法により保護されています。

2 PCdesk には、本協議会及び製造者に対するライセンス付与者（以下「供給者」といいます。）が権利を保有するソフトウェアが含まれています。

3 PCdesk は、PCdesk 使用者に対し、本使用許諾書に従い、非独占的に使用許諾されるもので、PCdesk の著作権が譲渡されることはありません。

(環境条件)

第5条 PCdesk は、対象機器において動作するものとします。

(禁止事項)

第6条 PCdesk 使用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- 一 PCdesk を eLTAX の利用以外の目的で使用する事。
- 二 PCdesk の全部又は一部を第三者に頒布、送信、その他の方法で提供すること。
- 三 PCdesk に改変を加えること、及び逆コンパイル又は逆アセンブルを行うこと。
- 四 PCdesk に含まれる著作権表示その他の財産権表示を消去又は剥奪すること。
- 五 PCdesk を構成しているプログラムの一部を取り出し使用すること。

(保証の拒絶及び免責)

第7条 PCdesk は、PCdesk 使用者に対して現状で提供されるものであり、本協議会、製造者及び供給者は、PCdesk にプログラミング上の誤りその他の瑕疵のないこと、PCdesk が特定目的に適合すること、並びにPCdesk 及びその使用がPCdesk 使用者又はそれ以外の第三者の権利を侵害するものではないこと、その他いかなる内容についての保証を行うものではありません。

2 本協議会、製造者及び供給者は、PCdesk の補修、保守その他いかなる義務も負わないものとします。また、PCdesk の使用に起因して、PCdesk 使用者に生じた損害又は第三者からの請求に基づくPCdesk 使用者の損害について、原因のいかんを問わず、一切の責任を負わないものとします。

(改訂版又は後継版の提供)

第8条 本協議会は、任意にPCdesk の改訂版又は後継版を使用可能とすることができるものとします。

2 PCdesk 使用者は、改訂版又は後継版が使用可能とされたときは、速やかにPCdesk の使用を改訂版又は後継版の使用に変更するものとします。

3 PCdesk の改訂版又は後継版が使用可能とされたときは、本使用許諾書に規定する条件は、改訂版又は後継版の使用許諾の条件として適用するものとします。

(期間及び解約)

第9条 本使用許諾書に基づく本協議会とPCdesk 使用者との間のPCdesk に係る使用許諾の効力は、PCdesk 使用者がPCdesk をインストールした時に開始し、PCdesk の使用を終了し、対象機器からPCdesk を消去又は削除したときに終了するものとします。

2 本協議会は、PCdesk 使用者が本使用許諾書に規定する条件に違反したときには、PCdeskに係る使用許諾の効力を直ちに終了させることができるものとします。

(使用許諾書の変更)

第10条 本協議会は、必要があると認めるときは、PCdesk 使用者に対する事前の通知を行うことなく、いつでも本使用許諾書の条項を変更し、又は新たな条項を追加することができるものとします。

2 本協議会は、本使用許諾書の条項を変更し、又は新たな条項を追加したときは、遅滞なく eLTAX ホームページに掲載し公表するものとします。

3 前項の公表後に、PCdesk 使用者がPCdesk の使用を継続するときは、PCdesk 使用者は、変更又は追加後の条項に同意したものとみなされます。

(準拠法及び合意管轄裁判所)

第11条 本使用許諾書には、日本法が適用されるものとします。

2 本使用許諾書に関する本協議会とシステム利用者間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

附則

本使用許諾書は、平成17年1月21日から施行します。

改正附則(平成18年3月22日一部改正)

本使用許諾書は、総務大臣による本協議会の設立の許可があった日から施行します。